

伝統的工芸品産業振興補助金

令和6年度概算要求額 7.7億円（7.2億円）

製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室

事業の内容

事業目的

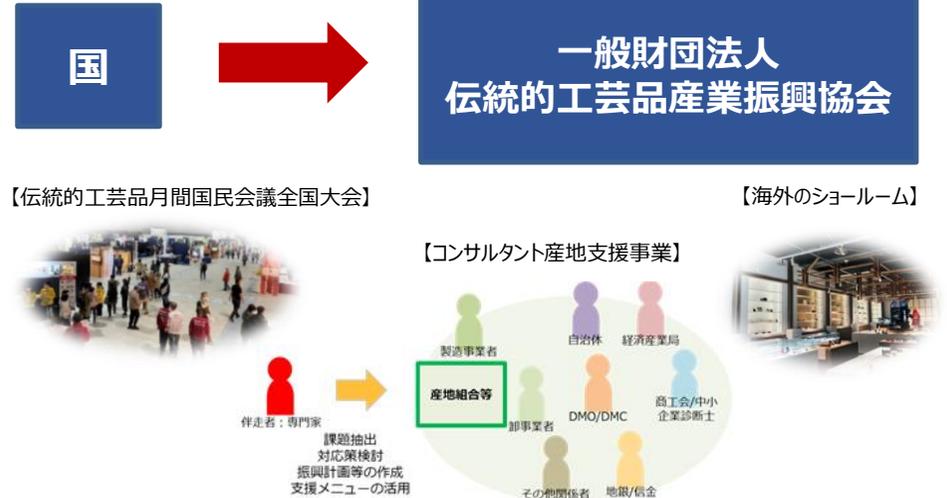
伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、大阪関西万博をはじめとした海外プロモーションを含む国内外への伝統的工芸品の普及啓発や需要開拓、自立を前提とした産地指導の強化や伝統的工芸品のサプライチェーン等を含む産地の実態にかかる調査事業、伝統工芸士認定事業など、個別産地では対応が困難、あるいは非効率となる全国規模の事業への支援を通じ、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

事業概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第23条に基づき設立された、伝統的工芸品産業の振興を目的とする一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する産地横断的な人材確保事業、技術・技法継承事業、産地指導事業、普及推進事業、需要開拓事業等の経費の一部を、同法第26条に基づき補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

補助（全指定産地共通：定額、個別産地：2/3、伝産協会のPRとなるもの：1/2）



成果目標

一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する普及推進事業を通して、国民への伝統的工芸品産業の認知度向上を図る。

また、継続的に行われる人材確保事業、技術・技法継承事業、産地指導事業、需要開拓事業各事業の成果として、伝統的工芸品産業全体の振興が図られ、人材確保や需要開拓等産業の活性化につなげていく。